

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議
議事録

日時：平成31年2月19日（火）8:10～8:25

場所：官邸4階大会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官
石田 真敏 総務大臣
山下 貴司 法務大臣
麻生 太郎 財務大臣
吉川 貴盛 農林水産大臣
石井 啓一 国土交通大臣
渡辺 博道 復興大臣
和泉 洋人 内閣総理大臣補佐官
古谷 一之 内閣官房副長官補

（議事録）

○石井国土交通大臣 ただ今から、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」を開催いたします。

本関係閣僚会議は、所有者不明土地等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、昨年1月に設置したものであり、本日は第3回目の開催となります。

それでは、各省における検討状況等について、まず私から御説明いたします。

資料1を御覧ください。所有者不明土地問題への取組状況として、国土審議会での検討内容について、2点御説明させていただきます。

1 ページを御覧下さい。まず、平成元年の制定以来の土地基本法改正を目指した、土地の利用・管理に関して必要な措置についてです。

上の枠であります。法律の基本理念は、従来は投機的取引の抑制や利用の規制が中心でしたが、人口減少社会を迎える中で、土地の利用・管理が公共の福祉の観点から必要であることを明確化していくこととしています。

左下ですが、土地が適切に利用・管理されていくためには、適切な役割分担が必要です。責務・役割分担として、

- ・所有者が第一次的な責務を負うこと、
 - ・それが困難な場合に、近隣住民や地域コミュニティがそれを補完すること
 - ・国、地方公共団体は、それを支援し、必要な場合には自ら対応すること
- を明確化してまいります。

右下ですが、基本理念を実現するため、基本的施策として、

- ・土地の適切な利用・管理を促す措置
- ・共有者や隣人による利用・管理を円滑化する措置
- ・登記の促進や地籍調査など情報基盤の整備

を盛り込む必要があり、これらにより、人口減少社会に対応した土地政策を再構築していく考えです。

2 ページを御覧下さい。土地の境界の明確化を図る「地籍調査」は、災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等に資するものとして大変重要であり、調査の更なる円滑化・迅速化が必要です。

(1) ですが、地籍調査が円滑に進まない理由の一つとして、所有者の所在が不明な場合等は現地調査ができず、調査が不可能となることが挙げられます。このため、調査手続を見直し、所有者を探索しやすくするとともに、探索しても所有者の所在が不明な場合等には、筆界案の公告等により調査を進め、地籍図を作成できることとします。

(2) (3) ですが、都市部では、防災等の観点から、道路等と民地との境界を先行的に調査し、国土調査法の認証を得て公表することとします。さらに、山村部では、航空写真等のリモートセンシングデータを活用した新手法の導入により、現地での立会いや測量作業の効率化を図ります。

このような方向性で更に検討を深め、2020年までに土地基本法、国土調査法等の改正を実現してまいります。

私からは以上です。

続きまして、山下法務大臣から御説明をお願いいたします。

○山下法務大臣 法務省においては、これまで、政府方針に従い、所有者不明土地問題への対策を迅速に推進してまいりました。

資料2の1ページ目を御覧ください。不動産登記の表題部所有者欄の氏名・住所が、歴史的な経緯により正常に記録されていない変則型の登記がされたままになっている土地が存在し、これが公共事業・民間取引の大きな阻害要因になっていると指摘されております。そこで、法務省においては、このような土地の解消を図るため、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」を今国会に提出することとしております。この法律案には、登記官による所有者の探索とその結果を登記に反映させるための措置を定めるとともに、探索の結果、所有者を特定することができなかった土地について裁判所の選任した管理者による管理を可能とする措置を盛り込んでいます。

資料2の2ページ目を御覧ください。法務省においては、平成29年10月に研究会を立ち上げ、資料に記載した論点などにつき検討を進めてまいりました。これらの研究会の成果も踏まえ、今月14日開催の法制審議会総会において、私から、相続登記の申請の義務化等の所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、連絡が取れない共有者がいる土地を利用しやすくするなどの所有者不明土地を円滑、適正に利用する仕組みを整備する観点から、民法・不動産登記法等の改正に関する諮問をしたところです。法務省としては、法制

審議会における調査審議の状況を踏まえながら、政府方針に基づき、2020年中の制度改正に向けて、関係省庁とも連携して検討を進めたいと考えています。

○石井国土交通大臣 ありがとうございます。続きまして、石田総務大臣より御発言がございました。

○石田総務大臣 総務省から1点報告がございました。平成30年6月に本閣僚会議で決定された基本方針に盛り込まれた「住民票等の除票の保存期間の延長」については、保存期間を5年から150年とするための住民基本台帳法の改正に向け、今通常国会への法案提出の準備を行っているところです。

○石井国土交通大臣 ありがとうございます。続きまして、吉川農林水産大臣より御発言がございました。

○吉川農林水産大臣 所有者不明の農地・林地については、昨年、その利活用を促進する制度を創設したところです。

農地については、早速この1月に鹿児島県喜界町において、共有者の1人の貸付けの意向を受けて、初めての新制度の活用が行われたところであり、現場のニーズは大きいものと改めて実感しています。

所有権や登記制度そのものの抜本的見直しの検討にも積極的に協力してきたところであり、引き続き関係省庁と連携しながら、所有者不明の農地・林地の利活用に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○石井国土交通大臣 ありがとうございます。なお、御説明いただいた検討状況を踏まえ、今後、所有者不明土地等に関する主要施策を推進していくための工程表の案を資料3として席上に配布させていただいております。

説明は以上になりますが、他に御発言はございますでしょうか。

最後に菅官房長官から御発言を頂きたいと思います。プレスが入りますので少々お待ち下さい。

(報道関係者入室)

○石井国土交通大臣 それでは、菅官房長官、よろしくお願ひいたします。

○菅官房長官 所有者不明土地は、円滑な土地取引や地域の経済活動の支障となるなど、各地域において深刻な問題となっており、抜本的な対策が必要です。

昨年の通常国会では、この問題に対処するための特別措置法を成立させ、所有者不明土地であっても、公園等の施設をつくるために都道府県知事が利用権を設定できるなどの新たな仕組みを導入しているところです。

これに加えて、今後、所有者不明土地そのものを減らしていくためには、

- ・相続登記の義務化などの登記制度
- ・連絡が取れない共有者を含む共有地を利用しやすくする仕組み
- ・個々の所有者が土地を管理する責務を明確化すること

など、土地に関する基本制度にまで踏み込んだ検討を進めていくことが必要です。

国土交通省、法務省など関係省庁においては、今後、こうした検討が本格化していくものと承知してありますが、来年までに必要な制度改正を行うことができるよう、スピード感をもって取り組んでいただけるよう、よろしく願いいたします。

○石井国土交通大臣 ありがとうございました。それでは、プレスの方は御退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○石井国土交通大臣 菅官房長官の御発言及び工程表等を踏まえ、各省庁におきましては、所有者不明土地等対策を着実に進めていただくようお願いいたします。

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。ありがとうございました。

(以上)